

## 「高齢者財産承継へ家族信託契約の活用促せ」

75歳以上の高齢者の4人に1人が認知症かその予備群だという。平均寿命は男女とも80歳を超えた今、生前の財産管理や相続を誰が担うかは、大きな問題だ。

年老いた親のケアを長男や長女だけではなく、特別養護老人ホームなど施設に頼るケースも珍しくない。そのため、親が亡くなった後、兄弟姉妹も遠慮せずに法定均分相続を主張する結果、遺産分割を巡る紛争が増えている面もあるのではないか。

高齢者が元気なうちに任意後見契約や遺言をしておけば、将来自分で財産管理ができなくなったり、死後に相続を巡って残された家族で争いが起きたりといった問題をある程度は防げる。事業承継を考えれば、自社株式や不動産（工場や店舗など）の分散防止など、世代を越えて経営そのものの未来に手を打っておく必要もある。

ただ、遺言は相続人の合意や法定後見人によって破られることもある。また、任意後見人は事業承継についてまで考える責任はない。

自分で管理できない財産を信頼できる人に管理を任せ、その財産

の受益者を柔軟に仕組むことが家族信託契約（家族民事信託）の基本だ。財産や会社経営を相続人の世代を越え長期にわたって承継する仕組みを安定的に設計していくため、家族が家族信託契約を使うのは目的にかなう。

家族信託契約の利用拡大に向けては、制度の知識普及とともに、税法上の扱いをより明らかにする必要がある。何より家族や中企業経営者の悩みに気付いて法律や税制の専門家らに橋渡しする接触点を広げていくことが求められる。

そこで、普段から家族や親族に接して何がこの家族の悩みなのかを把握しやすい立場にある地域金融機関の出番だろう。家族のもめごとに巻き込まれよというのではない。問題を発見し、家族信託契約を利用した財産管理の解決策を弁護士や税理士らと共同で提示する触媒の役割を果たしうるからだ。

2007年施行の改正信託法で民事信託の自由度は増した。ただ、地銀などが信託業を兼営するには、業務経験者を配置しなければならないといった関連法の規制があり、参入のハードルは低くない。信託口座預金口座の開設など足元で取り組むべき問題も残る。それで

も、地域社会に人が住み続け、中小企業が存続していくために、地域金融機関はもっと経営資源を投入して土業と共に家族信託契約の活用に踏み込むときだ。